

県南広域振興局長告示第104号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年9月20日

県南広域振興局長 小 島 純

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0330500125	相談支援事業所 D a y 1	花巻市大通一丁目3番5号 花巻市ビジネス インキュベーター4号室	合同会社K I T O M O	令和6年9月1日

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0330500125	相談支援事業所 D a y 1	花巻市大通一丁目3番5号 花巻市ビジネス インキュベーター4号室	合同会社K I T O M O	令和6年9月1日